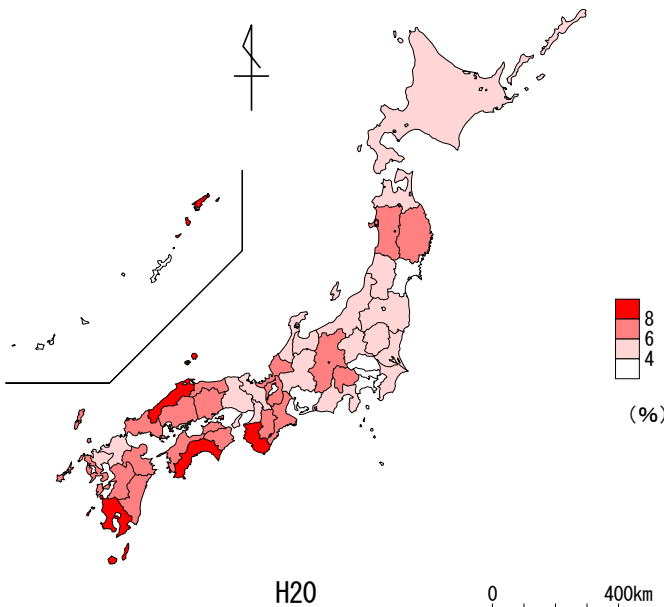
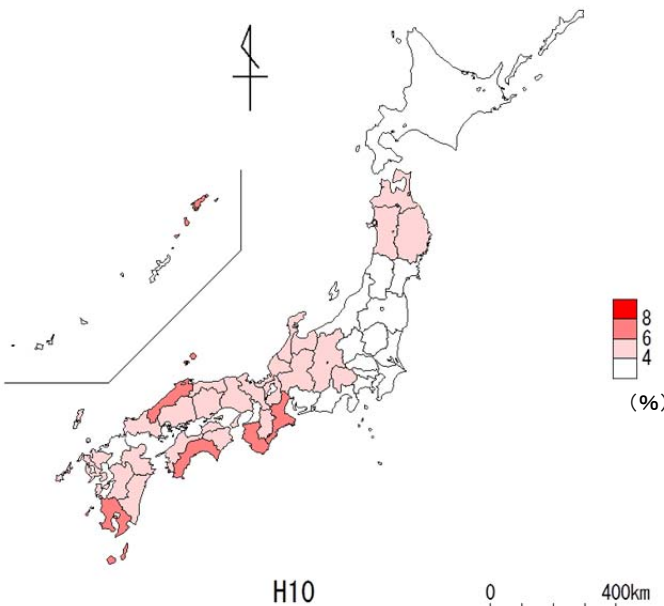
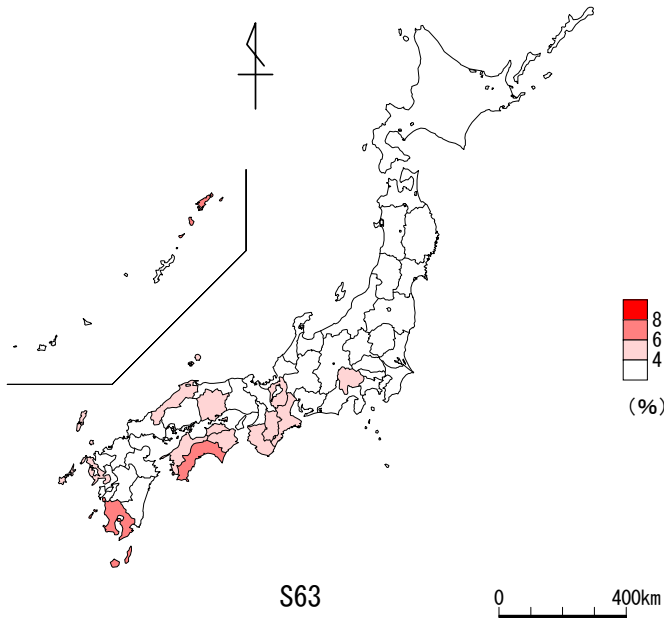


■前回委員会からの追加資料（都道府県別その他空き家率の推移）

住宅総数に占める空き家のうち
「その他の住宅」の割合（％）を表示

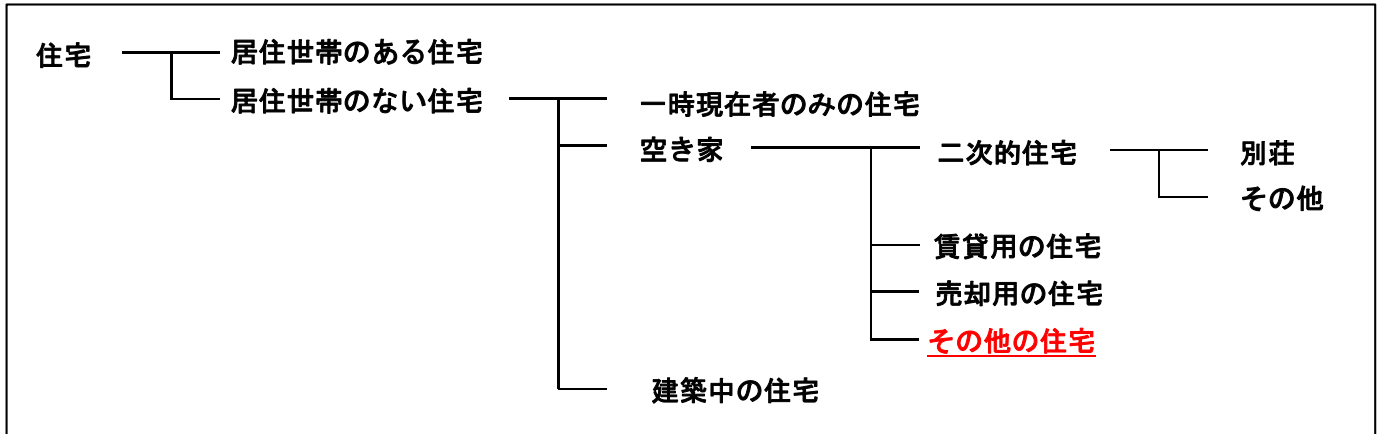
赤字：平成20年と昭和63年の差の平均（2.2ポイント）
より増減の大きい都道府県



	昭和63年	平成10年	平成20年
北海道	2.7	3.3	4.0
青森県	3.7	5.0	5.8
岩手県	3.3	4.8	6.1
宮城県	2.0	2.4	3.9
秋田県	3.3	4.4	6.1
山形県	2.3	2.9	4.7
福島県	2.7	3.7	4.7
茨城県	3.2	3.7	4.6
栃木県	3.2	3.5	5.0
群馬県	2.4	3.3	5.2
埼玉県	2.3	2.5	3.2
千葉県	2.8	3.1	4.1
東京都	2.2	2.1	2.8
神奈川県	2.0	2.2	2.9
新潟県	3.0	3.4	4.9
富山県	3.6	4.6	5.5
石川県	3.8	4.4	5.8
福井県	3.7	4.6	6.6
山梨県	4.1	4.5	6.4
長野県	3.7	4.6	6.3
岐阜県	3.7	4.4	5.5
静岡県	2.5	3.1	4.0
愛知県	3.0	3.3	3.6
三重県	5.1	6.0	6.7
滋賀県	4.1	4.9	6.2
京都府	3.5	4.3	5.2
大阪府	2.8	2.8	4.1
兵庫県	3.6	5.1	4.9
奈良県	4.0	5.1	6.2
和歌山県	5.8	6.2	9.1
鳥取県	3.9	5.1	7.5
島根県	4.6	6.6	9.0
岡山県	4.4	5.3	7.8
広島県	3.9	4.9	6.2
山口県	3.9	5.5	7.9
徳島県	5.1	5.9	7.9
香川県	5.0	5.0	7.4
愛媛県	4.9	5.7	7.0
高知県	6.4	7.3	8.2
福岡県	2.6	3.0	4.1
佐賀県	3.2	4.1	5.5
長崎県	4.3	5.0	7.2
熊本県	3.4	4.3	6.0
大分県	3.5	5.2	6.3
宮崎県	3.8	5.2	6.3
鹿児島県	6.1	6.9	8.8
沖縄県	2.8	3.8	3.9

総務省統計局「住宅・土地統計調査」により作成（H10、H20）
倉橋透『地方圏における「その他空き家」と高齢化の関係について』
国土交通政策研究所報第44号 2012年春季（S63）

【参考1】総務省統計局「住宅・土地統計調査」における用語の定義



住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ①一つ以上の居室 ②専用の炊事用流し（台所） ③専用のトイレ ④専用の出入口

（屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口）

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。また、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として、次のとおり区分した。

一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用しているとか、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅

空き家

二次的住宅

別荘……週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

その他……ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅

上記以外の人が入居していない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

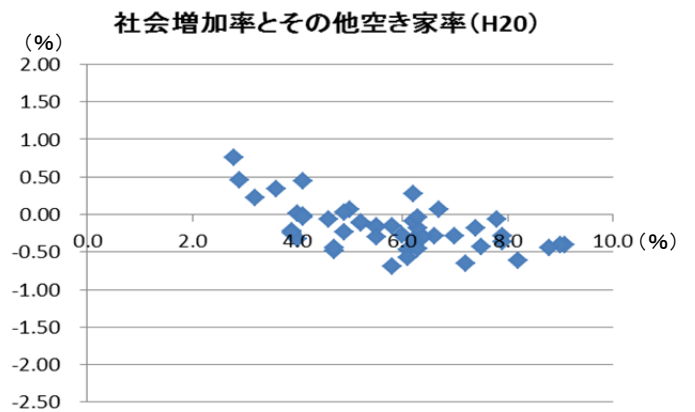
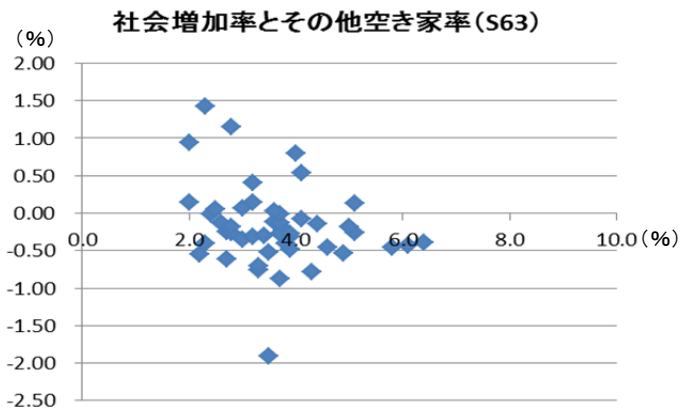
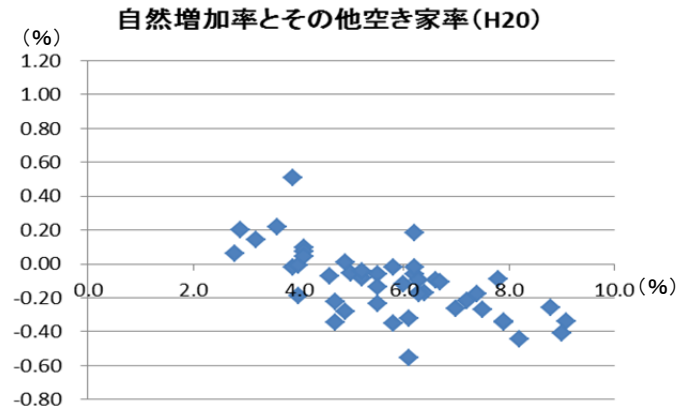
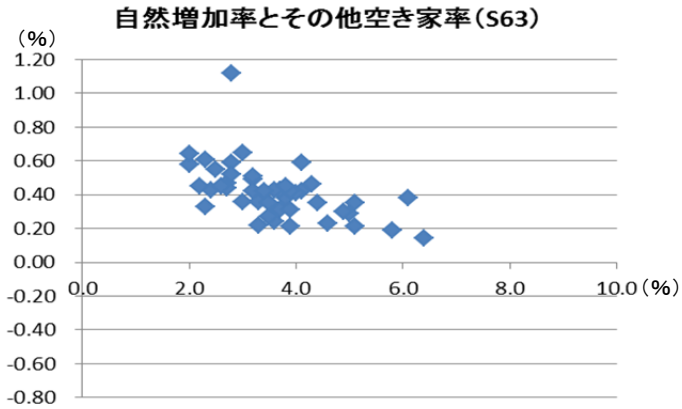
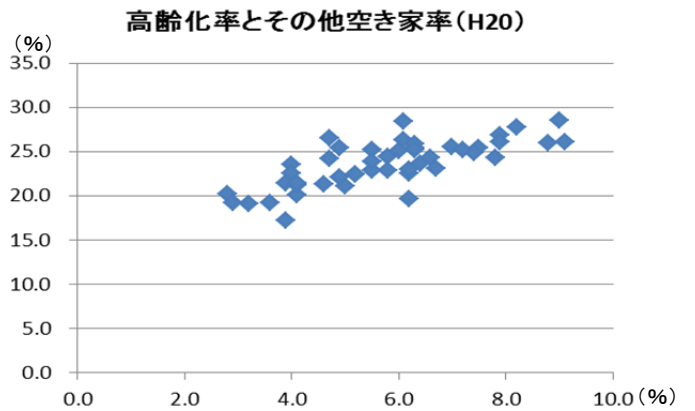
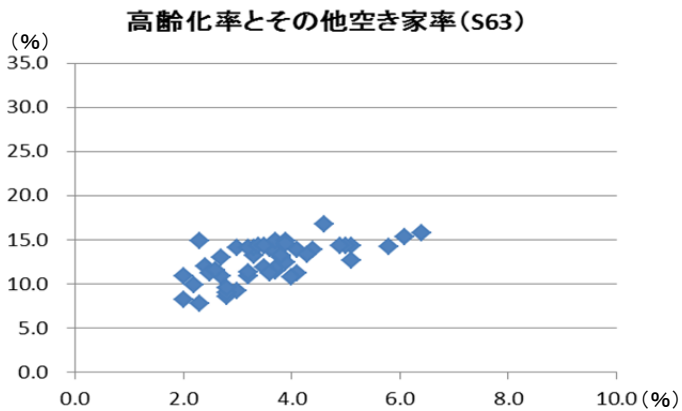
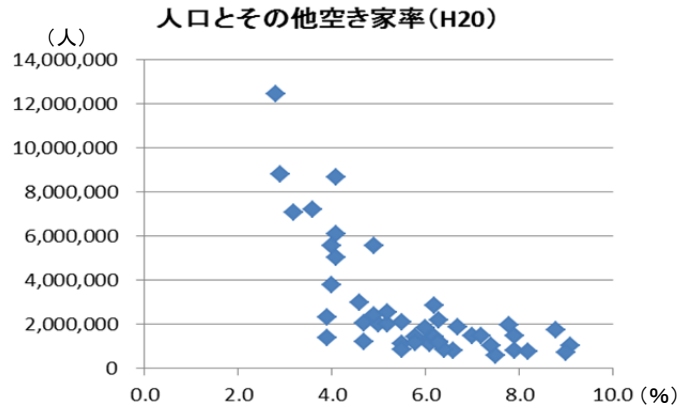
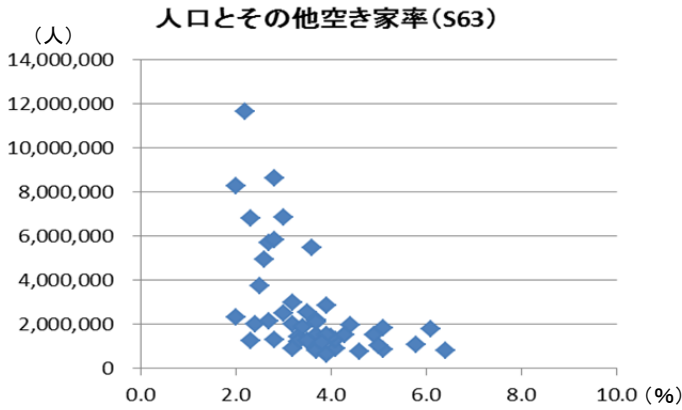
建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの）。

なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していなくても、「空き家」とした。

また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住する一般の住宅とした。

【参考2】各種指標とその他空き家率との関連



総務省統計局「住宅・土地統計調査」により作成 (H20)
 総務省「住民基本台帳」
 倉橋透『地方圏における「その他空き家」と高齢化の関係について』
 国土交通政策研究所報第44号 2012年春季 (S63)